

電気さくの設置に係る規制が見直されました。

平成27年7月の電気さくによる感電死傷事故を受け、電気工事の知識を持たない者が不適切な電気さくを設置することを防止するため、平成28年3月に電気さくに係る規制が改正されました。

<改正の内容>

○不適切な「自作」電気さくの設置制限

- ・これまでの電気さくは、電気工事士が(電気事業法の技術基準に適合するように)作業を行う対象から除かれていたため、不適切な「自作」電気さくであっても自由に設置することができるという誤解を与えている懸念がありました。
- ・そこで、「電気工事士の作業を要しない電気さく」は、「感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるもの」に限定されることになりました(定格一次電圧300ボルト以下)。

平成28年4月1日から、電気さく用電源装置を用いない電気さくを設置する場合は、電気工事士に相談してください。

市販されている電気さく電源装置を用いた電気さくについては、従来通り、電気工事士の無資格者でも設置できますが、裏面の注意点を遵守してください。



「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。

人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



❗ 漏電遮断器の設置

電気さくに公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

❗ 電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

❗ 開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。 ※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

電源及び漏電遮断器

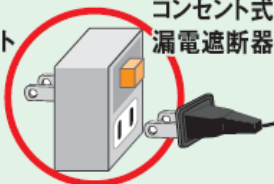


漏電遮断器

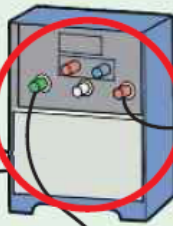
(ソーラーパネルで発電し、充電するタイプを含む)

家庭のコンセント

コンセント式漏電遮断器



電気さく用電源装置



接地



開閉器(スイッチ)



❗ 危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。



(経済産業省 農林水産省 日本電気さく協議会作成ポスターより)

お問合せは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771(平日) FAX・・・0551-22-6728

土日・休日・夜間の連絡は・・・090-5564-1018または090-5568-0817